

タクシー事業者向け多言語対応端末等導入補助金交付要領

30公東観地観第771号

平成30年11月22日決定

2公東観地観第12号

令和2年4月1日決定

タクシー事業者向け多言語対応端末等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、タクシー事業者向け多言語対応端末等導入補助金交付要綱（平成30年11月22日付30公東観地観第771号。以下「要綱」という。）によるほか、本要領に定めるところによる。

（補助対象者）

第1条 要綱第3条第1項第2号の東京都内でタクシー事業を営んでいることとは、一般乗用旅客自動車運送事業の許可又は認可の営業区域が東京都内であることをいう。

（補助対象タブレット端末等）

第2条 要綱第4条に規定する補助対象タブレット端末等は、補助対象車両に要綱第4条第1号から第4号までの要件の一部のみを満たすタブレット端末等が設置済みである場合、新たにタブレット端末等を導入することにより同条第1号から第4号までの要件を全て満たすこととなる場合における当該新たに導入するタブレット端末等を含む。

（財産の処分）

第3条 要綱第29条第4項における、補助対象タブレット端末等の処分による公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）への納付金の算出は、次によるものとする。

(1) 「財団への納付金(E)」 = (A - B) × D / C

A：当該補助対象タブレット端末等を処分したことにより得た収入

ただし、当該補助対象タブレット端末等の単価が50万円（税抜）以上である場合で、かつ、目的外使用等で当該補助対象タブレット端末等を処分したことにより得た収入の算出が困難な場合は、当該補助対象タブレット端末等を処分したことにより得た収入は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づき減価償却した後の価格をもって、その収入に相当する額とみなす。

B：補助対象タブレット端末等の導入後に加えられた加工費等の費用、処分のための撤去費等の費用

C：当該処分補助対象タブレット端末等の補助対象経費

D：Cに対する当該補助金の確定額

(2) 財団への納付金額は、当該補助金の確定額を限度とする。

(3) 財団への納付金額の算出に当たり、小数点未満の端数金額が生じる場合は、当該端数金額を切り上げるものとする。

(観光情報の発信)

第4条 補助対象者は、補助金交付後に財団が提供する観光情報提供コンテンツを、利用者である外国人旅行者に配布することにより、東京都の観光情報の発信に協力する。

2 前項の方法により東京都の観光情報の発信に協力する期間は、前項の観光情報提供コンテンツを受領した日から、令和3年3月31日までとする。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。